

行政手続法

発令 平成5年11月12日号外法律第88号

最終改正：平成29年3月31日号外法律第4号

改正内容：平成29年3月31日号外法律第4号「平成30年4月1日」

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成六年九月政令三〇二号により、平成六・一〇・一から施行〕

(経過措置)

- 2 この法律の施行前に第十五条第一項又は第三十条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前に、届出その他政令で定める行為（以下「届出等」という。）がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 〔平成一一年一月八日法律第一五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる産廃処理業者及びその保佐人に關するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 〔平成一一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

(施行期日)

附 則 〔平成一四年一月二三日法律第一五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日〔平成一五年二月三日〕から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 〔平成一五年七月一六日法律第一一九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日〔平成一六年四月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成一七年六月二九日法律第七三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

〔平成一八年二月政令一七号により、平成一八・四・一から施行〕

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の行政手続法（以下「新法」という。）第二条第八号に規定する命令等（以下この条において「命令等」という。）を定める機関（以下この条において「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めようとするときは、この法律の施行前においても、新法第

六章の規定の例にすることができる。この場合において、同章の規定の例により実施した手続は、新法の適用については、当該命令等制定機関が同章の規定により実施したものと同みなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、命令等制定機関がこの法律の施行の日から六十日以内に定める命令等については、新法第六章の規定は、適用しない。

（火薬類取締法の一部改正）

第三条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（ガス事業法の一部改正）

第五条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（電気用品安全法の一部改正）

第六条 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置）

第八条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法第五十三条の規定、附則第四条の規定による改正前の高圧ガス保安法第七十五条の規定、附則第五条の規定による改正前のガス事業法第四十八条の規定、附則第六条の規定による改正前の電気用品安全法第四十九条の規定又は前条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十九条の規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般の意見を聴いたときは、新法の適用については、それぞれ新法第三十九条第一項の規定による手続を実施したものとみなす。

附 則 〔平成一八年六月八日法律第五八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一九年五月政令一六七号により、平成一九・六・一から施行〕

〔平成一八年六月一四日法律第六六号抄〕

（権限の委任）

第二百十五号 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第二百十八号 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

〔略〕

附 則 〔平成一八年六月一四日法律第六六号〕

この法律は、平成十八年証券取引法改正法（証券取引法等の一部を改正する法律＝平成一八年六月法律第六五号）の施行の日〔平成一九年九月三〇日〕から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二六年六月一三日法律第六九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
 第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第七〇号）
 （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方税法等の一部改正）
 第二条 次に掲げる法律の規定中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に、「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十八条の四第二項

二 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十八条の二第二項

三 とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第十条の三第二項

四 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十四第二項

（海難審判法等の一部改正）
 第三条 次に掲げる法律の規定中「第四章」を「第四章の二」に改める。

一 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十三条

二 売春防止法（昭和三十一年法律第百八十八号）第二十七条の二

三 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十一条

（弁護士法等の一部改正）
 第四条 次に掲げる法律の規定中「及び第三章」を「第三章及び第四章の二」に改める。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四十三条の十五及び第四十九条の二

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六十四条の二

三 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の三

四 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三百三十八条

（国籍法の一部改正）

第五条 国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（航空法等の一部改正）

第六条 次に掲げる法律の規定中「第三章」の下に「及び第四章の二」を加える。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条の三第三項

二 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第三十六条の二

三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十三条

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱ひに関する法律の一部改正）

第七条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱ひに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第八条 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成二九年三月三一日法律第四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ～ハ 〔略〕

二 〔前略〕附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四号まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三号まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

ホ～ル 〔略〕

六～十八 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。